

ひたちなか市議会総務生活委員会

令和5年12月18日（月） 午前10時14分開議

議事堂全員協議会室

【付議事件】

1 議案

議案第125号 ひたちなか市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について

議案第130号 ひたちなか市手数料条例の一部を改正する条例制定について

○出席委員 7名

総務生活委員会	井坂章	委員長
	井坂涼子	副委員長
	鎌田政人	委員
	田中高司	委員
	鈴木道生	委員
	雨澤正	委員
	大内聖仁	委員

○欠席委員 1名 打越浩 委員

○委員外議員 1名 薄井宏安 議長

○説明のため出席した者

総務部	小倉健	総務部長
	川崎佳久	総務部参事兼人事課長
	白田佳宏	人事課長補佐
市民生活部	白土光伸	市民生活部長
	鈴木泉美	市民課長
	五島三恵子	市民課長補佐
	海野美信	市民課長補佐兼係長
	本田裕子	市民課係長

○事務局職員出席者

議会事務局	石 崎 聡一郎	局長
	鯉 沼 光 人	次長補佐
	佐 藤 ゆかり	主幹

総務生活委員会

令和5年12月18日（月）

*開会に先立ち、各部長から課長補佐以上の職員紹介を行う。

午前10時14分 開会

○井坂（章）委員長 ただいまから総務生活委員会を開きます。

本日の付託案件は、議案2件であります。

それでは最初に、議案第125号 ひたちなか市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を願います。小倉総務部長。

○小倉総務部長 それでは、議案第125号、給与条例等の一部改正についてご説明を申し上げます。

説明については着座で失礼いたします。

ご説明の資料として配付をさせていただいております、議案第125号 ひたちなか市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について、A4の1枚紙なんですけども、こちらをご覧くださいと思います。

1の改正理由です。令和5年8月7日に人事院から発出をされました給与改定に関する勧告及び、この勧告に基づき国家公務員に係る一般職の職員の給与に関する法律、いわゆる給与法と言われているものなんですけども、こちらが一部改正されたことを踏まえまして、本市の一般職に係る給料表の月額を令和5年4月1日から平均で1.1%引き上げるとともに、期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き上げるものでございます。

また、これらに関連をいたしまして、特別職の職員の期末手当の支給割合の引上げ、会計年度任用職員の給料月額及び期末手当の支給割合の引上げなど、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容です。まず、(1)の給料表の改定です。一般職の給料表の月額につきまして、初任給及び若年層に重点を置いて、平均で1.1%引き上げます。また、会計年度任用職員の給料表について、職員に準じて引上げを行います。平均の改定率は全体で1.1%となりますが、括弧内にありますように、1級5.2%、2級2.8%、3級1.0%といったように、傾斜のついた改定となります。1級、2級というのは主に主事補、主事級の職員でありまして、若年層に手厚い改定内容となっております。なお、会計年度任用職員につきましては、1級または2級の給与表を用いておりますので、やはり手厚い改定となっております。

次に、(2)期末手当、勤勉手当の改定です。

①正職員につきましては、期末手当、勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.05月引き上げ、改正後の年間の期末勤勉手当は4.50月となります。

以下、②の再任用職員では、期末手当、勤勉手当の支給割合を0.025月引き上げまして年間2.35月に、③特別職は、期末手当の支給割合を0.1月引き上げまして、年間3.40月に改定をいたします。これに該当するのは、市長、副市長、水道事業管理者、教育長及び市議会議員の方々でございます。

④の会計年度任用職員につきましては、期末手当の支給割合を0.05月引き上げまして、年間2.45月に改定をいたします。

なお、今回の期末手当、勤勉手当の引上げ分につきましては、令和5年度につきましては、12月の支給割合に加算をして支給をいたします。令和6年度以降は、6月及び12月の支給割合に均等に分けて加算をするという取扱いとしております。

3番の適用日につきまして、令和5年度分の年度分の給与に関する勧告ということですので、令和5年4月1日に遡って適用いたします。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○井坂（章）委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に、議案第130号 ひたちなか市手数料条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を願います。白土市民生活部長。

○白土市民生活部長 では、議案第130号 ひたちなか市手数料条例の一部を改正する条例制定について、ご説明を申し上げます。

追加資料をお配りしておりますが、ご覧いただきたいと思ひます。

初めに、改正の理由でございますけれども、令和6年3月1日に戸籍法の一部を改正する法律が施行されることに伴ひ、本籍地以外での戸籍及び除籍証明書の交付や戸籍及び除籍電子証明書提出用識別符号の発行事務等が生じるため、当該発行事務に係る手数料を追加する改正を行おうとするものであります。

次に、法改正の概要につきましてご説明を申し上げます。

まず、①でございます。本籍地以外での戸籍証明書等の交付、いわゆる広域交付につきましては、親の相続等で出生から死亡まで全ての戸籍が必要となった場合、婚姻や転籍等により、複数の市町村に戸籍が存在する方については、現在はそれぞれの市町村に直接戸籍謄本等を請求する必要がございますが、法改正後には、本人等請求の場合に限り、最寄りの市町村窓口で一括請求・交付が可能となるものでございます。

次に、②の戸籍電子証明書提出用識別符号等の発行につきましては、戸籍謄本等が必要となる行政手続において、戸籍謄本等の代わりに、市町村が新たに発行する電子証明書提出用識別

符号を行政機関へ提出することにより、国の戸籍情報連携システムを通じ、電子的な戸籍の証明情報の参考が可能となるものでございます。

最後に、③、改正を行います手数料の額につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令において定められておりますので、手数料の額と同額として定めるため、このたび手数料条例の一部を改正する条例を制定しようとするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○井坂（章）委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。鈴木委員。

○鈴木委員 議案130号なんですが、今回、戸籍法の改正が令和6年3月1日というふうになっております。それで、伺いたいのが、これ、いつから実際にこの手続をひたちなかでほかの戸籍がある方が申請できるのかというところを知りたくて。やはり施行日からもう可能なかどうか、この辺りお願いいたします。

○井坂（章）委員長 鈴木市民課長。

○鈴木市民課長 はい。実際に3月1日から可能でございます。

○井坂（章）委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本件は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

以上で議案審査を終了します。

執行部は退席して結構でございます。

（執行部退席）

○井坂（章）委員長 次に、閉会中の所管事務調査についてを協議したいと思います。

3月定例会までに行う所管事務調査の案件について、委員の皆さんから何かご意見をいただきたいと思うんですが、何かありますか。これといったものがあれば。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 それでは、次期定例会までに開催するかどうかも含めて、具体的な案件、日程は正副委員長にお任せいただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 開催する場合は、予定通知にて連絡をいたします。

では、次は、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

継続調査申出書（案）を配付いたします。

（資料配付）

○井坂（章）委員長 閉会中の継続調査申し出について、事務局職員に説明させます。佐藤主幹。

○佐藤主幹 それでは、閉会中の継続調査申出書（案）についてご説明いたします。

閉会中の委員会活動を可能とするため、会議規則第111条の規定により、本会議最終日に委員会から継続調査の申し出をするものでございます。

案件といたしましては、企画行政について、行財政改革について、税務行政について、市民生活行政についてということで、総務生活委員会の所管している事務を広く拾えるような形で案を作成しております。

委員の皆様のご了解が得られれば、この内容で提出したいと思います。

説明は以上でございます。

○井坂（章）委員長 ただいま説明がありました閉会中の継続調査申し出について、何かご意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 それでは、この案のとおり提出したいと思います。異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 異議なしと認め、以上のように閉会中の継続調査申し出を本会議最終日に提出します。

じゃあ、5点目のその他ということで、次にその他に入ります。何かありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 特になしですかね。

じゃあ、意見がないということでございますので、以上で本委員会に付託されました案件は全て終了しました。

これをもちまして総務生活委員会を閉会といたします。どうもお疲れさまでございました。

午前10時28分 閉会